

基本計画部会における平成24年度統計法施行状況審議の整理メモ

審議テーマ（関係WG）	現行基本計画の該当項目（概要）
基幹統計を中心とした公的統計の体系的な整備 （第1WG・第2WG）	第2-1 統計体系の根幹となる「基幹統計の整備」（資料1-1） ◇ 本文には、新統計法の全面施行を控えた時期であったことから、①新統計法の該当条文（第2条第4項）、②基幹統計化の個別判断に当たっての判断要素の例、及び③法定基幹統計（国勢統計及び国民経済計算）と経済構造統計の重要性等を記述 ◇ また、別表及びその別紙には、①指定統計から基幹統計に移行する統計の整備（一定の検討を行う基幹統計等5事項）、②新たに基幹統計として整備する統計（5事項。すべて加工統計）、③将来の基幹統計化について検討する統計（9事項。調査統計6事項、加工統計2事項、業務統計1事項）の区分に応じて、それぞれ個別の理由、留意事項、検討の方向性等を記述
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年度においては、社会保障費用統計の基幹統計化、埋蔵鉱量統計の基幹統計としての指定解除等が行われ、上記①の「指定統計から基幹統計に移行する統計の整備」及び②「新たに基幹統計として整備する統計」の事項については、「現在推計人口」を除き、ほぼ措置済み ○ 上記③の「将来の基幹統計化について検討する統計」については、平成24年度に法人建物調査（一般統計調査）の法人土地基本統計（基幹統計）への統合が行われているものの、他は「実施可能」又は「実施予定」等の自己評価。中には、輸出入者等の理解を得ることが困難等の理由から「実施困難」とする業務統計（貿易統計）や廃止された一般統計調査（食料品生産実態調査、米麦加工食品生産動態統計調査）も有り（資料1-1）
平成24年度統計法施行状況報告の仮評価（案）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記①の「指定統計から基幹統計に移行する統計の整備」及び②の「新たに基幹統計として整備する統計」については、おおむね計画に沿った内容の取組が進められているものと評価できるのではないかと。 ○ また、上記③の「将来の基幹統計化について検討する統計」については、「実施済」は一部にとどまっているものの、残された事項については「実施予定」又は「実施可能」との自己評価が大半となっており、引き続きその対応を注視することとしてはどうか。ただし、「実施困難」としている事項や、廃止された調査の取り扱いについては、次期基本計画に向けた検討の中で、整理が必要ではないかと。
考慮事項、審議ポイント等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行基本計画は、旧法上の指定統計から基幹統計への移行期に策定されたことや、新法下では加工統計及び業務統計も基幹統計に指定可能としたことに対応する留意事項等を記述した経緯有り。なお、本項目に関する具体的な委員意見は示されていない（参考2） ○ 以下のようなポイントを中心に、次期基本計画に向けた考え方や方針を審議・確認（詳細は、本資料「別紙」参照。） <ol style="list-style-type: none"> ① 現行基本計画の別表（別紙）の「新たに基幹統計として整備する統計」及び「将来の基幹統計化について検討する統計」に掲げられた事項のうち、残された事項の取扱い方針 ② 業務統計に関する基幹統計化の在り方（業務統計の特性に配慮した行政データの有効活用） ③ 次期基本計画における基幹統計の整備（新たに基幹統計化の検討を追加するもの又は見直しを行うもの）の考え方 ④ 意識に関する調査項目を含める場合公的統計として留意すべき事項はあるか

審議ポイント①(現行計画(別紙)に掲げられた事項の整理)

別紙

【論点】

- 基本計画の別紙に掲げられた事項のうち、基幹統計となっていない事項について、その取組状況や共通的な視点等を踏まえつつ、次期計画における取扱いを以下の方向としてはどうか。

基本計画(別紙)の概要

- 2 新たに基幹統計として整備する統計
(計画策定時の検討において基幹統計とすることが適当とされた6統計)

- 3 将来の基幹統計化について検討する統計
(統計の体系的整備や推計方法の改善等の過程において、基幹統計化の可能性も視野に検討することが求められている統計(13統計又は統計調査))

次期計画における方向性

- 未対応のもの(現在推計人口)は、特段の状況の変化がなければ、次期計画に盛り込む方向

- ① 引き続き精度向上等が必要
(サービス産業動向調査、第3次産業活動指数、産業連関表(延長表))
- ② 引き続き他統計との関係整理等が必要
(情報通信業基本調査、エネルギー消費統計調査、宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査)
- ③ 業務統計の特性等を踏まえ、再検討が必要
⇒別紙参照
(貿易統計)
- ④ 調査の廃止等により削除
(食料品生産実態調査、油糧生産実績調査、米麦加工食品生産動態等統計調査)

審議ポイント②（業務統計に関する基幹統計化の在り方）



業務統計に関する基幹統計化の在り方（案）

上記の点を踏まえ、今後、業務統計の基幹統計化の検討に当たっては、以下の点に配慮すべきではないか。

- 業務統計を作成するためのデータについては、基本的に行政施策との関係から決定されるものであり、統計的な観点から、新たに申告等の事項に追加、削除、変更等の要請を行うことは現実的に困難。
- 申告等の事項の電子データ化の進捗状況等を踏まえた基幹統計化の議論が必要。
（申告等の事項であっても、直ちにすべてが統計化できる環境にないこともあり得る。）
- 国民への情報提供の充実等の観点も必要。

審議ポイント③(次期計画における基幹統計の整備の考え方)

【論点】

- 次期計画において、基幹統計の整備に関して、どのような観点を盛り込むことが必要か。
- 共通的な視点等を踏まえ、新たに基幹統計として整備するもの又は基幹統計の指定を解除するものはあるか。

基本計画の概要

- 1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備
 - (1) 基幹統計の指定に関する基本的考え方
 - (2) 基幹統計の整備に関する方向性
 - (3) 国勢統計、国民経済計算、経済構造統計の重要性

次期計画における方向性

- 今後の基幹統計の整備に関する考え方として、例えば以下の事項を記載してはどうか。
＜考え方＞
 - ・ 基幹統計を中心として公的統計の体系的整備を推進すること
 - ・ 基幹統計の作成方法等について不断の見直しを行うこと（統計委員会も積極的に関与）
- 今後のWG審議等において、各分野（例えば、サービス、観光等）ごとに統計の体系的整備の観点から、新たな基幹統計化の余地を検討してはどうか。
（なお、各WGにおいて新たに基幹統計を目指す統計について議論する際は、現行の基本計画における「基幹統計の指定に関する基本的考え方」を活用）